

第 26 回委員会（2003.10.29 開催）結果報告

2003.10.31 庶務発信

開催日時：2003 年 10 月 29 日（水） 10：00～13：00

場 所：京都市勧業館「みやこめっせ」 第 1 展示場

参加者数：委員 34 名、河川管理者 22 名、一般傍聴者 384 名

1 決定事項

- ・意見書の構成は、意見書 1「基礎原案に対する意見書」と意見書 2「計画策定における住民意見の反映に関する意見書」とする。意見書 1 は、「これまでの意見書第 I 部（河川整備の方針について）と第 II 部（河川整備の内容について）を統合したもの」と「第 IV 部（部会意見）」の 2 部構成とする。意見書 2 はこれまでの意見書第 III 部が該当する。
- ・資料 2-2-1「意見書第 I 部（案）031029 版」は、「はじめに」と「おわりに」以外は大筋合意した。「はじめに」と「おわりに」の修正は委員長に一任する。
- ・資料 2-3-1「意見書第 II 部（案）031029 版」は、11/15 までに委員から意見を募集した後修正を行い、12/9 の委員会での確定を目指す。河川管理者からも 11/15 までに質問を提出頂く。
- ・資料 2-4-1「意見書第 III 部（案）031029 版」は意見書として確定した。
- ・計画策定後の流域委員会に関する検討について、資料 3 のとおり、検討メンバーが確定した。今後、2、3 回検討会を開いて案を作成し、全委員に案を意見照会し、12/9 委員会で議論する。
- ・住民参加部会意見の中の、河川レンジャーと合意形成について、11/5 までに全委員から意見を募集する。

2 審議の概要

①委員会、他部会の状況報告

資料 1「委員会および各部会の状況報告」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

②淀川水系河川整備計画基礎原案に対する意見書とりまとめに向けた意見交換

- i) 資料 2-1「意見書の構成および作成の進め方」を用いて説明が行われた後、意見交換が行われ、意見書の構成が「1 決定事項」の通りに決定した。
- ii) 資料 2-2-1「意見書第 I 部（案）031029 版」、資料 2-3-1「意見書第 II 部（案）031029 版」、資料 2-4-1「意見書第 III 部（案）031029 版」を用いて、各とりまとめ担当者より主な変更点について説明が行われた後、意見交換が行われ、「1 決定事項」のとおり決定した。主な意見は次の通り。

○第 I 部「河川整備の方針について（案）031029 版」について

- ・「はじめに」と「おわりに」の記述が長すぎるという意見が寄せられているが、河川法改正の意味と淀川モデルの意義を伝えるために、あえて長くした。
- ・特に、この委員会の特徴として、委員自身が提言や意見書を執筆した点を強調して欲しい。
- ・「おわりに」では、一般の方から寄せられた意見について触れられているが、一般の方の意見を委員会で十分に議論できたとは言えない。反省点も追加したほうがよいのでは。

○第 II 部「河川整備の内容について（案）031029 版」について

- ・「5.4 漁業」の内容が薄い。環境・利用部会の意見案では、漁業についてより具体的な提案をしている。特に琵琶湖の漁業は壊滅的な状況にあるので、積極的な記述が必要。
- ・調査・検討中の各ダムについて、意見を書くべきかどうか、作業部会で議論した結果、委員会としての考え方を示すことにした。本日はじめて示した内容もあるので、ご確認頂きたい。
→各ダムによって、結論部分のニュアンスが違っているように感じられる。どう考えるべきか。

→「調査・検討中」とされている事業であっても、何らかの記述は必要。しかし、今のところは「こういうことを検討すべき」「このように検討すべき」等の指摘にとどめておき、今後の方向性を示唆するような記述については、調査・検討後の結論が出た際に行えばよいのではないか。

- ・「7.2（4）丹生ダム」では、丹生ダムで琵琶湖の水位低下を抑制するだけの容量が確保できるかどうかを検討する必要性と琵琶湖の水質に与える影響を検討する必要性についても指摘すべき。
- ・ダム建設を理由にして、必要な治水対策がなおざりになっているケースがある。こういった点について、もっと具体的に指摘しておくべきだ。

iii) 資料 2-5『淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書 第Ⅳ部 部会意見』とりまとめ状況」を用いて状況が報告された。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 10 名から「意見書の第Ⅱ部案では、ダムについて、従来よりも一歩踏み込んだ記述になっている。このまま残しておいて頂きたい」「基礎原案では、その流域面積が上野盆地に流れ込む河川の流域の 1/10 しかない川上ダムが治水上有効だとしており合理的ではない。委員会は、川上ダムについてきちんと意見を出すべき」「建設中止が決まってはじめて代替案が実施される。ダムに関する調査・検討をいたずらに長期化せず、早期のうちに結論を出して頂きたい」「20～30 年後に出てくる環境への影響を考慮して、ダムの調査・検討を進めて頂きたい」「現在、道路公団の検討委員会で、淀川の堤防にトンネルをあけて高速道路をつくる検討を行っている。従来は、河川管理者は、検討会の結論に自動的に許認可を与えてきたと思うが、今後は許認可権を厳正に使用していくべきだと意見すべき」「第Ⅱ部案に記述されている余野川ダムの当初の建設理由に関する内容には誤りがあるのでは。再検討を」「第Ⅱ部案の丹生ダムに関する記述は、委員会として議論されたものではなく、河川管理者をダム中止へと導く誘導的な内容となっているので、再考すべき。また、高時川等の非直轄区間についても意見を述べているが、委員会の権限を越えているのではないか」「大津放水路 2 期区間の整備を、長期的な事業としてではなく、短期的ものとして整備計画に位置付けるよう、意見書に明記してほしい」「河川管理者は自らが主催する会に住民等を呼ぶだけではなく、住民等が主催する集会にも積極的に出向いて意見を聴取するよう、第Ⅲ部に追記すべき」「社会的合意について、第Ⅲ部案には記述がない。記述しておく必要がある」等の意見があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご協議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。